

NN欧州リート・ファンド

(毎月決算コース/為替ヘッジあり)(資産形成コース/為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/不動産投信

愛称:アビーロード



●本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

お問い合わせは



ホームページ

www.gsam.co.jp



電話番号

03-6437-6000

(営業日の9:00~17:00)

- 「NN 欧州リート・ファンド(毎月決算コース／為替ヘッジあり)」および「NN 欧州リート・ファンド(資産形成コース／為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年3月15日に関東財務局長に提出し、2023年3月16日にその効力が発生しております。
- 「NN 欧州リート・ファンド(毎月決算コース／為替ヘッジあり)」および「NN 欧州リート・ファンド(資産形成コース／為替ヘッジあり)」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きの影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【発行者名】 :ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】:代表取締役 金山 悦子(旧姓 小林)

【本店の所在の場所】:東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】:該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針.....	14
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金.....	23
5 運用状況.....	26
第2 管理及び運営.....	37
第3 ファンドの経理状況	42
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	67
第三部 委託会社等の情報	68
＜添付書類＞投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

以下、個別のファンドを「各ファンド」、「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドを総称して「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。なお、ファンドの愛称として「アビーロード」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

2023年7月1日を効力発生日として、ファンドの委託会社としての業務をNNインベストメント・パートナーズ株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社へ承継します（予定）。以下、委託会社をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社として記載します。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

*本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-6437-6000（営業日の9:00～17:00）

○委託会社のホームページ

アドレスwww.gsam.co.jp

(5) 【申込手数料】

①取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、3.85%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

*取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-6437-6000（営業日の9:00～17:00）

- ②自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。
- ③販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
- ④販売会社によってはファンド間のスイッチングを行うことができます。スイッチング時の手数料等、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-6437-6000（営業日の9:00~17:00）

(7) 【申込期間】

2023年3月16日（木）から2023年9月14日（木）まで（継続申込期間）

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

※下記「(12) その他 ⑧信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、当ファンドの繰上償還が決定した場合、継続申込期間は下記の通りとします。

2023年3月16日（木）から2023年8月9日（水）まで（販売会社によって最終購入申込日が異なる場合があります。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページをご覧ください。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-6437-6000（営業日の9:00~17:00）

○委託会社のホームページ

アドレス www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

②申込みの受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。また、アムステルダム銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日、12月24日においては、原則として取得の申込みを受付けないものとします。

- ③信託財産の効率的な運用に資するため委託会社が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込を取り消すことができます。
- ④当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する〈自動けいぞく投資コース〉と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う〈一般コース〉があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせください。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。
- ⑤〈自動けいぞく投資コース〉を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします（以下同じ。）。
- ⑥申込金額には利息は付きません。

⑦振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑧信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

当ファンドの信託財産の額は伸び悩み、2023年5月31日現在、「NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジなし）」、「NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジなし）」、「NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）」および「NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）」合計で約21億円となっております。

このような状況の中、当ファンドの主要投資対象であるケイマン籍外国投資信託「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロピアン・リート・ファンド」について資産規模の減少に伴う繰上償還が予定されている旨の通知があり、その代替となり得る他の投資信託証券の検討を行いました。当ファンドの戦略に合致するファンドがなく、今後、当ファンドの運用方針に従った運用の継続が困難な状況になることから、当ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者の皆さまへお返しすることが受益者の利益に資すると判断いたしました。

つきましては、当ファンドに関し2023年9月12日をもって信託の終了（繰上償還）を予定しております。

この信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。本決議にかかる議決権の行使は、2023年7月4日現在の受益者の方（2023年6月30日までに購入の申込みをされた方を含みます。）を対象とし、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、可決の場合には2023年9月12日をもって信託を終了する予定です。上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決され、信託を終了しない場合は、書面決議の日以降、その決議の結果について、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

なお、2023年7月1日以降に購入のお申込みをされ取得された受益権につきましては、議決権の行使の権利はございません。

信託終了に係る書面決議の手続きおよび日程

①基準日（受益者の確定）	2023年7月4日（火）
②書面による議決権の行使の期限	2023年8月7日（月）
③書面による決議の日	2023年8月8日（火）
④信託終了（繰上償還）予定日	2023年9月12日（火）

本書面決議の結果、2023年9月12日に信託終了（繰上償還）する場合、ご購入のお申込みは2023年8月9日まで、換金のお申込みは2023年8月29日までとします。ただし、最終の購入申込日は販売会社によっては異なる場合があります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。

お申込みに際しては、上記につきご注意くださいようお願いいたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>

当ファンドは、主としてケイマン籍外国投資信託（円建て）の「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズII－ヨーロッパ・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ）」受益証券および国内籍投資信託「短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>

当ファンドは、主としてケイマン籍外国投資信託（円建て）の「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズII－ヨーロッパ・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）」受益証券および国内籍投資信託「短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>

<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>

当ファンドは追加型投信／海外／不動産投信に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／不動産投信とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が海外の不動産投信を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

商品分類表

<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>

<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券 （不動産投信））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分表

<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券 （不動産投信））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産（投資信託証券（不動産投信））とは、投資信託約款において投資信託証券を通じて主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域の欧州とは、投資信託約款において、組入れ資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

<信託金の限度額>

- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき5,000億円を上限として信託金を追加することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

※下記の「ファンドの特色」には、当ファンドと実質的な投資対象資産（欧州の不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式）が同じで、為替戦略の異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

1. 欧州のリートを実質的な主要投資対象とします。

- ケイマン籍の「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズII-ヨーロッパ・リート・ファンド」への投資を通じて、欧州の上場不動産投資信託証券（リート）を中心に投資します。投資国の分散、流動性確保の目的などのため、不動産事業会社の株式にも投資します。
*上記のケイマン籍外国投資信託において、原則として、純資産総額の70%以上を欧州のリートに投資します。
- 運用においては、ボトムアップアプローチにより投資銘柄を選定し、国やクラスター(同じような特性を持つ銘柄を集めたサブ・セクター)の分散を勘案してポートフォリオを構築します。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

2. 主要投資対象とする投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ピー・アイが行います。

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ピー・アイは、ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグループ会社です。

3. 為替ヘッジの有無と決算頻度の違いに応じて4本からお選びいただけます。

		決算頻度	
		毎月決算コース 決算日 ^{※1} に収益分配を行います。	資産形成コース 年2回 ^{※2} 決算を行います。
為替	為替ヘッジなし 対円で為替ヘッジを行わないため、 為替変動の影響を受けます。	NN欧州リート・ファンド (毎月決算コース/ 為替ヘッジなし)	NN欧州リート・ファンド (資産形成コース/ 為替ヘッジなし)
	為替ヘッジあり 対円で為替ヘッジを行い、 為替変動リスクの低減をはかります。	NN欧州リート・ファンド (毎月決算コース/ 為替ヘッジあり)	NN欧州リート・ファンド (資産形成コース/ 為替ヘッジあり)

※1 毎月決算コースの決算日は毎月15日(休業日の場合は翌営業日)です。

※2 資産形成コースの決算日は毎年6月15日および12月15日(休業日の場合は翌営業日)です。

*分配対象額の範囲は、経費控除後の利子配当収入(繰越分を含みます。)*および売買益(評価益を含みます。)*等の全額とします。

*分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金額の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

*後掲の「収益分配金に関する留意事項」を必ずご覧ください。

(注)資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

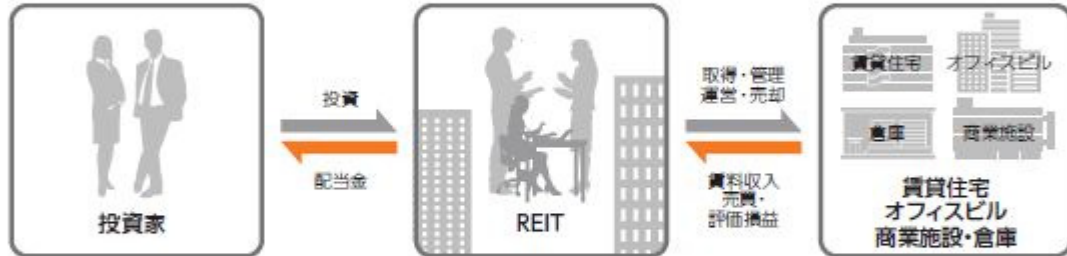
リートについて

リートとは

- リートとは、Real Estate Investment Trustの略称で、不動産投資信託証券のことをいいます。

リートの仕組み

- リートは、オフィスビルや商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃料収入や売買益等を収益として、不動産の運営・管理に必要な経費等を差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。



リートの主な価格変動要因

金利	低下	+	金利の低下は資金調達コストの低下につながります。
	上昇	-	金利の上昇は資金調達コスト増大につながります。
景気動向 不動産市況	好況	+	賃料や不動産の稼働率が上昇し、不動産価格の上昇が期待できます。
	不況	-	賃料や不動産の稼働率が低下し、不動産価格の下落につながります。

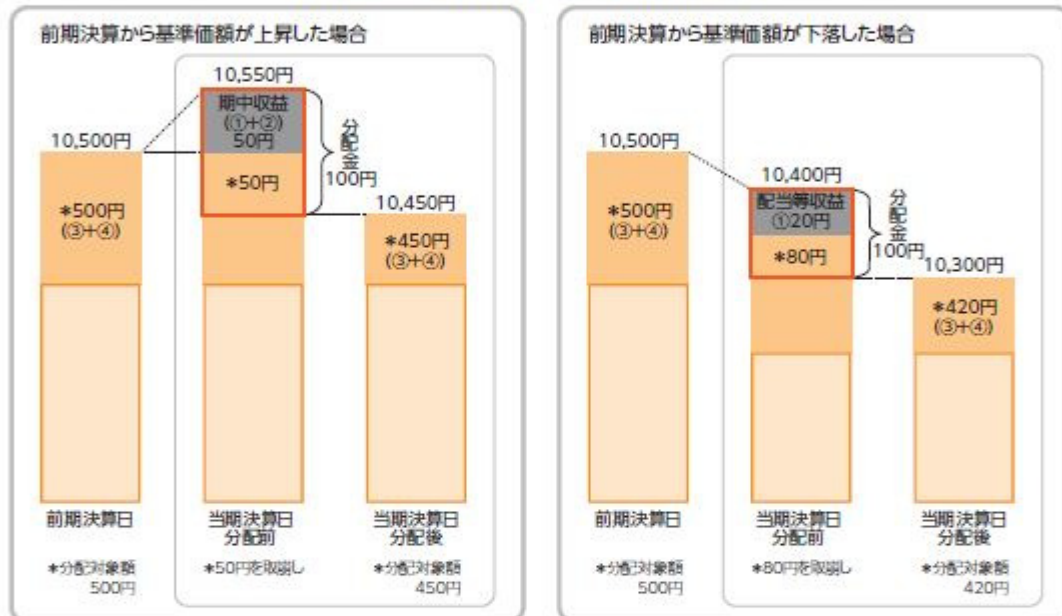
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

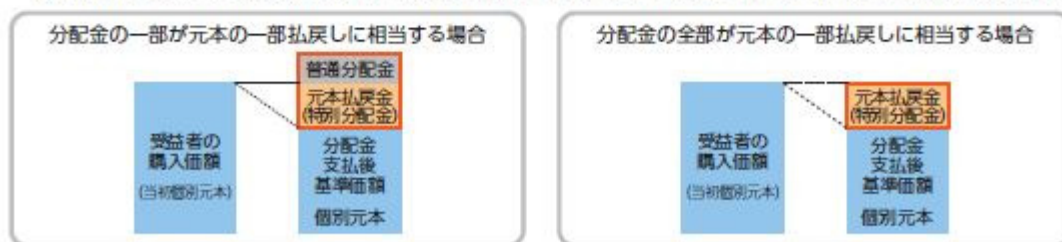


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通金分配：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

<投資対象とする投資信託証券の概要>

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロッパ・リート・ファンドー毎月分配シェア（円ヘッジ） ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロッパ・リート・ファンドー年2回分配シェア（円ヘッジ）
ファンドの形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
投資態度	①欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。 ②不動産投資信託証券への投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の70%以上とします。 ③不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式への投資にあたっては、ボトムアップアプローチにより投資銘柄を選定し、国やクラスター（同じような特性を持つ銘柄を集めたサブ・セクター）の分散を勘案してポートフォリオを構築します。 ④同一銘柄の不動産投資信託証券および株式への投資比率は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤保有資産について対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。 ⑥資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。
運用報酬	純資産総額に対して年率0.58% ただし、監査費用等、ファンド運営に関する費用が別途かかります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ（オランダ・ハーグ）

ファンド名	短期債券マザーファンド
ファンドの形態	国内籍投資信託（円建て）
投資態度	①主として残存期間の短い日本の債券に投資します。 ②運用にあたっては流動性を高位に保持します。 ③ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。 ④ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。 ⑤ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付は原則としてA格以上に保ちます。 ⑥資産運用は （1）イールドカーブの分析とポジショニングの決定 （2）銘柄の選定 （3）リスクコントロール の3つのステップで行います。 ⑦FTSE世界マネーマーケットインデックス（日本円3ヵ月ユーロ預金）をベンチマークとします。 ⑧円貨建資産に投資することを原則としますが、外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについてはフルヘッジします。 ⑨資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

上記は、2023年7月1日現在（予定）

(2) 【ファンドの沿革】

2015年 1月30日 当初設定、信託契約締結、運用開始

2015年 4月 7日 ファンドの名称を「NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）」、「NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）」に変更

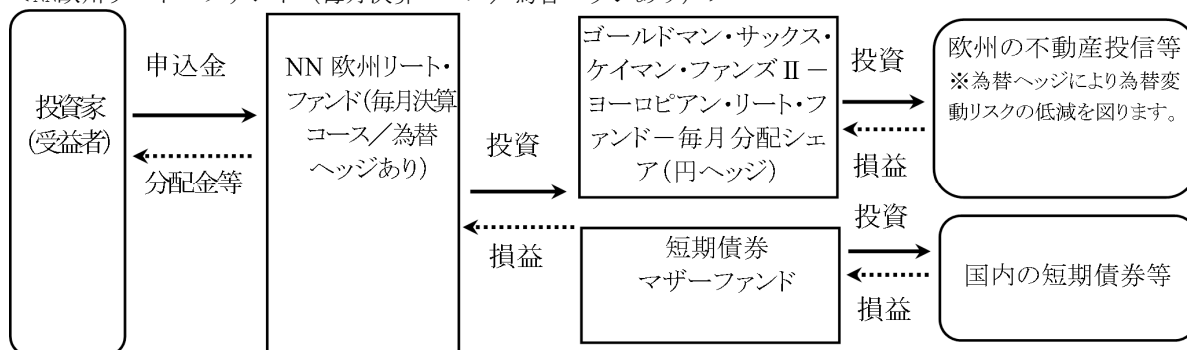
2023年7月1日 ファンドの委託会社としての業務をNNインベストメント・パートナーズ株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社へ承継（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

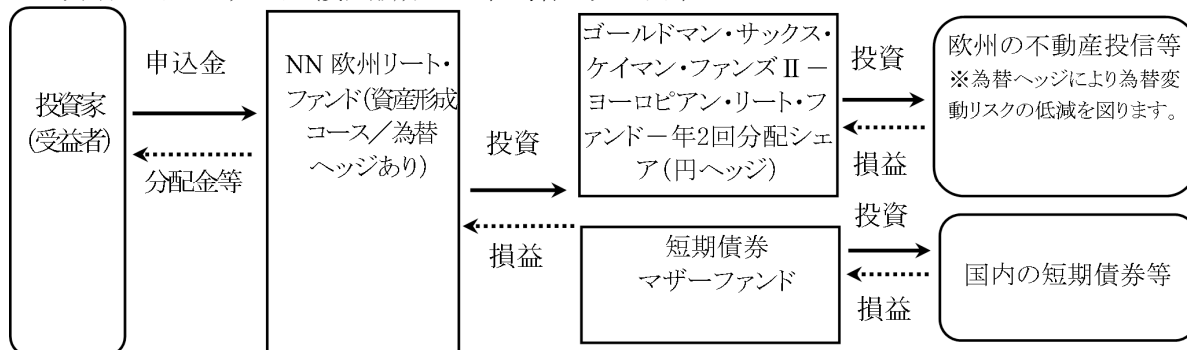
当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券等に直接投資するのではなく、投資信託証券に投資することにより運用を行う仕組みです。

[運用の仕組み]

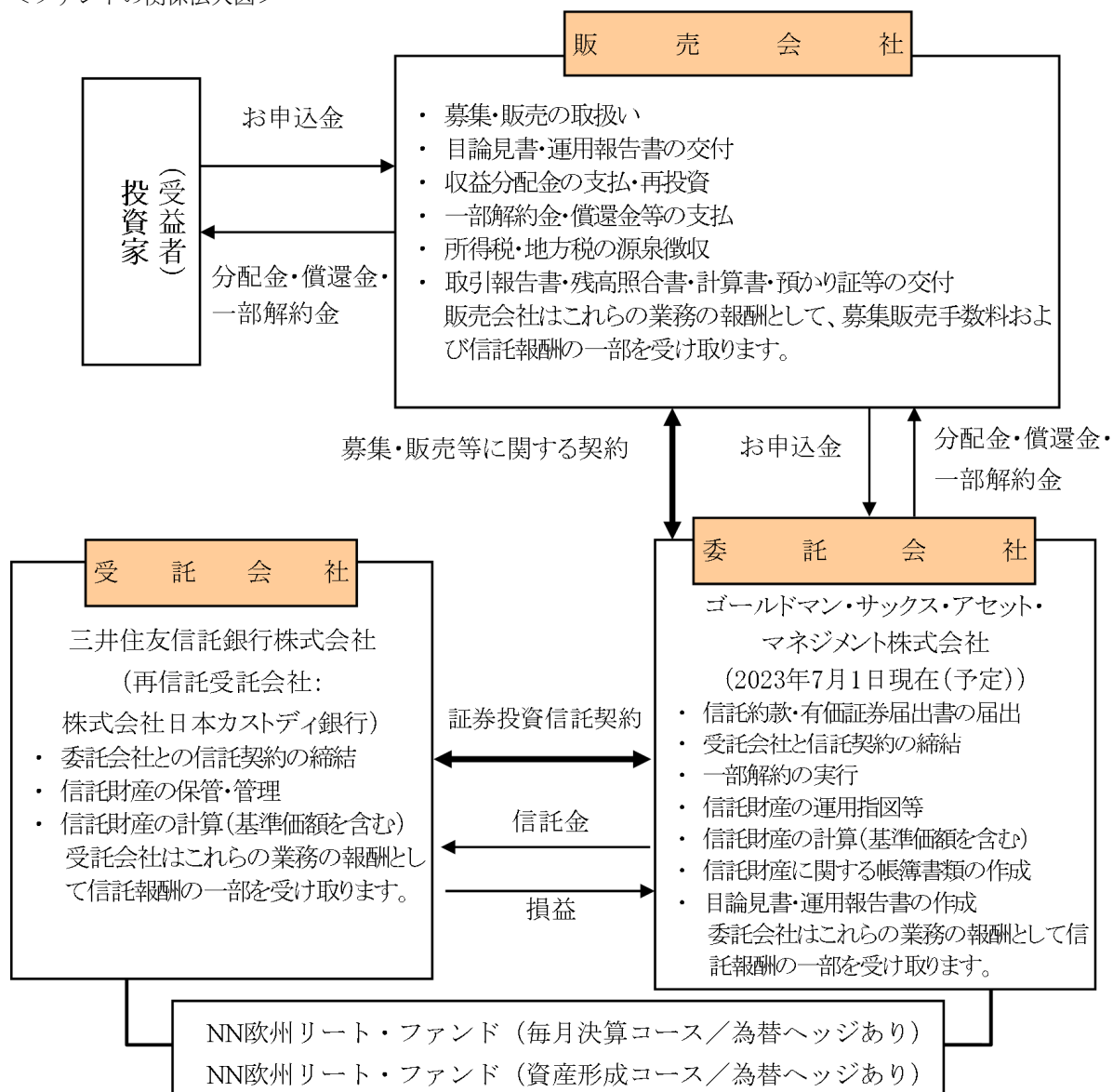
<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>



<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>



<ファンドの関係法人図>



< 契約の主要な内容 >

○募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約

○証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

< ご参考 > ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2022年12月末現在、グループ全体で2兆2,983億米ドル（約304兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2022年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=132.70円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

< 委託会社の概況（2023年7月1日現在（予定）） >

○資本金 4億9,000万円

○沿革

1996年2月6日	会社設立
2002年4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更
2023年7月1日	NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併（予定）

○大株主の状況

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・スト リート200番地	6,400株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

②投資態度

○ケイマン籍外国投資信託（円建て）※および国内籍投資信託「短期債券マザーファンド」を主要投資対象とします。

○主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）に投資します。

○主要投資対象とする外国投資信託では対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

○主要投資対象とする外国投資信託への投資比率を高位に維持することを基本とします。

○資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

※各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の名称

ファンド名	主要投資対象とする外国投資信託の名称
NN欧州リート・ファンド (毎月決算コース/為替ヘッジあり)	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロッパ ピアン・リート・ファンドー毎月分配シェア（円ヘッジ）
NN欧州リート・ファンド (資産形成コース/為替ヘッジあり)	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロッパ ピアン・リート・ファンドー年2回分配シェア（円ヘッジ）

※投資先ファンドの選定の方針

欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）に投資すること、および対円での為替ヘッジを行う方針からゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロッパピアン・リート・ファンドー毎月分配シェア（円ヘッジ）およびゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロッパピアン・リート・ファンドー年2回分配シェア（円ヘッジ）を選定しました。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（信託約款第15条）

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a有価証券
- b金銭債権
- c約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- a為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託（円建て）受益証券および短期債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款第16条第1項）

aコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

b外国または外国の者の発行する証券または証書で、前aの証券の性質を有するもの

c国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

d指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、前cの証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。（信託約款第16条第2項）

a預金

b指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

cコール・ローン

d手形割引市場において売買される手形

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前③に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

※ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は以下のとおりです。

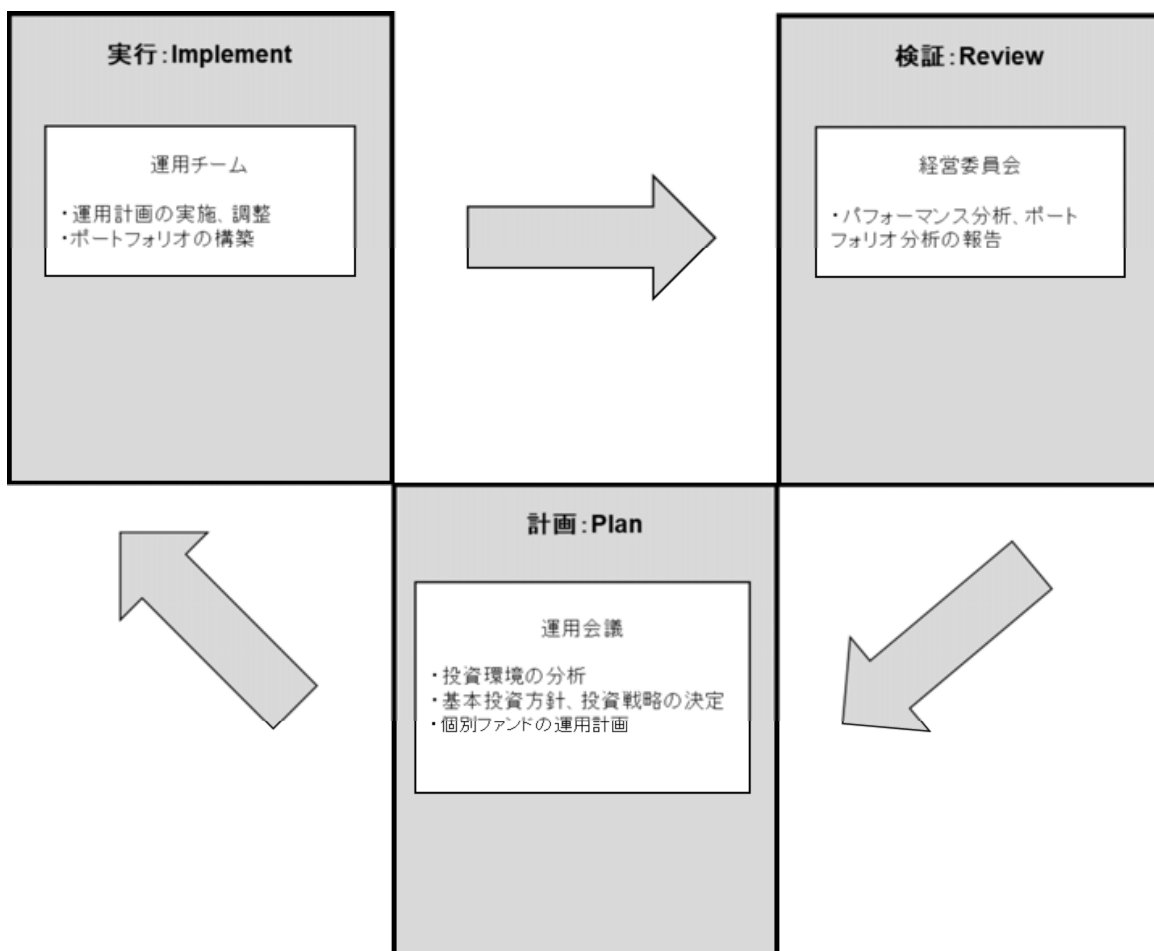
投資先ファンドの名称	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ） ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）
運用の基本方針	主に欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要な投資対象	欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）
委託会社の名称	投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ（オランダ・ハーグ）

(3) 【運用体制】

①運用体制

a. 組織

当ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。



「計画：Plan」

運用会議の主な内容は以下の通りです。

- 為替、株式、債券、商品市場等の動きを検証
- 株式、債券等のバリュエーションを検討
- マクロ経済シナリオを決定
- 投資方針を承認
- 複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定
- ファンドの運用計画書の承認

「実行：Implement」

運用チームは以下を実行します。

- 運用計画の実施・調整
- ポートフォリオの構築・見直し

「検証：Review」

経営委員会に対し以下の報告が行われます。

- ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相对比较等）やパフォーマンス要因分析
- ポートフォリオ分析

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(4) 【分配方針】

<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>

毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎月15日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。なお、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

③留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>

毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎年の6月15日および12月15日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

③留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

①信託約款における投資制限

a投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

c外貨建資産への直接投資は行いません。

※当ファンドでは外貨建資産への直接投資は行いませんが、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託において外貨建資産への投資を行います。

d一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

e資金の借入れ（信託約款第25条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて外貨建ての不動産投信や株式など値動きのある証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

不動産投信や株式は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

②信用リスク

不動産投信や株式の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該不動産投信や株式の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

③為替変動リスク

投資対象とする投資信託証券において、保有する外貨建資産について対円で為替ヘッジを行い為替変動の影響の低減を図りますが、完全に為替変動の影響を排除することはできません。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利がヘッジを行う通貨の金利よりも低い場合、この金利差相当分のヘッジコストがかかります。このヘッジコストの分だけ当ファンドの収益率が低下する要因となります。

④不動産投信特有のリスク

1. 不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投信が保有する物件の賃貸料収入が減少したり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、当ファンドの基準価額の下落や分配金の減少の可能性があります。
2. 不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することで不動産投信の価格も下落することがあります。さらには実質的に保有する不動産が地震や火災の被害を受け、保険等による十分かつ迅速な補償が見込まれない場合など、予測不可能な事態によって当ファンドの基準価額の下落や分配金の減少の可能性があります。
3. 不動産投信の配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、不動産投信の相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、不動産投信の配当利回りの水準に変化がない場合は不動産投信の価格が下落する要因になります。また、借入金利が上昇した場合には金利負担が増大するため、不動産投信の価格が下落する要因となります。ただし、景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では必ずしも不動産投信の価格が下落するとは限りません。

⑤カントリーリスク

一般に不動産投信や株式への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

⑥流動性リスク

不動産投信や株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする有価証券の流通量が少ない場合等には、最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

⑦換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

⑧有価証券の貸付におけるリスク

投資対象とする投資信託証券では有価証券の貸付を行うことがあります。有価証券の貸付においては、取引

相手先に関するリスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されるリスク）がありますので投資対象とする投資信託証券が損失を被る可能性があります。投資対象とする投資信託証券が損失を被った場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

⑨投資対象に係る留意点

当ファンドは、特定の業種、特定の国・地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、各種のリスクが相対的に大きくなる傾向にあり、当ファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

⑩その他の留意点

1. 投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、当ファンドは繰上償還します。
2. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑪外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の当ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の当ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、当ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、当ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、当ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。当ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、当ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、当ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。当ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を当ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、当ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

当ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、当ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、当ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、当ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、当ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(2) リスク管理体制（2023年7月1日現在（予定））

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

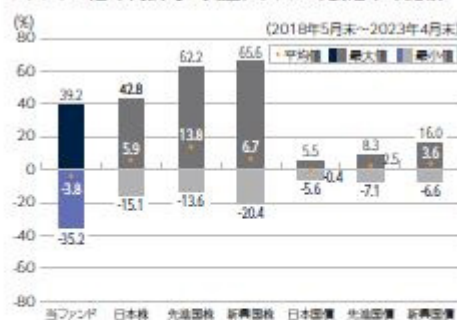
参考情報

NN欧州リート・ファンド(毎月決算コース/為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

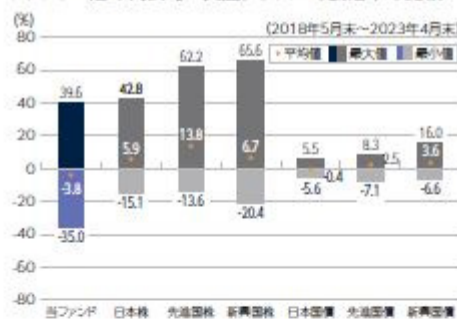


NN欧州リート・ファンド(資産形成コース/為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



左グラフは2018年5月から2023年4月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar,Inc.が発表している株値指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar,Inc.が発表している株値指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar,Inc.が発表している株値指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

当ファンドは、Morningstar,Inc.、又はイボットソン・アンソニエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar,Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な豊活率と変動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性および/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、3.85%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

*取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-6437-6000（営業日の9：00～17：00）

②販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

③販売会社によってはファンド間のスイッチングを行うことができます。スイッチング時の手数料等、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。「信託財産留保額」は換金を行う受益者と保有を継続する受益者との公平を図るためのもので、換金により発生する組入れ資産の売却等の費用を賄うために信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.023%（税抜き0.93%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

②信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産総額に対し 年率0.22%（税抜き 0.20%）
	販売会社 当該純資産総額に対し 年率0.77%（税抜き 0.70%）
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率0.033%（税抜き 0.03%）

※信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社：ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社：購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社：信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

③上記②の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

④当ファンドの信託報酬の他に、投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬は最大で年率1.603%（税込み）程度となります。なお、投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。また、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、投資対象とする投資信託証券における取引頻度や資産規模などにより当該信託報酬等および当ファンドの実質的な信託報酬の総額が上記料率を上回ることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドの信託事務に要する諸費用（監査費用、目論見書作成費用、運用報告書作成費用等）は、ファンドの純資産総額に年率0.055%（税抜き0.05%）を乗じて得た額を上限とします。当諸費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。
- ②組入有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの借入金の利息、借入れの手續きにかかる費用、信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息等は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ファンドが投資対象とする投資信託証券における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録費用、法律顧問費用、資産を外国に保管する場合の費用、租税、監査費用、借入金や立替金に関する利息等は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

＜収益分配金について＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

＜一部解約金、償還金について＞

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記15.315%の税率は2038年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	15%（所得税15%）
-------------	-------------

＜注1＞個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ①追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ②受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

<注3>税制改正等について

上記は、本書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

①NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

(2023年4月28日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	162,960,525	95.9
親投資信託受益証券	日本	2,196,328	1.3
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,725,090	2.8
合計（純資産総額）		169,881,943	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

(2023年4月28日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	93,091,745	97.8
親投資信託受益証券	日本	748,560	0.8
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,323,053	1.4
合計（純資産総額）		95,163,358	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]短期債券マザーファンドの投資状況

(2023年4月28日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,203,059,683	55.8
特殊債券	日本	200,096,074	9.3
社債券	日本	200,491,184	9.3
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	554,024,208	25.6
合計（純資産総額）		2,157,671,149	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】 (2023年4月28日現在)

1. NN欧州リート・ファンド (毎月決算コース/為替ヘッジあり)

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
ゴールドマン・サックス・ケイ マン・ファンズⅡ－ヨーロッパ ン・リート・ファンド－毎月分 配シェア (円ヘッジ)	-	360,372,680	0.46	165,944,051	0.45	162,960,525	95.9
NN短期債券マザーファンド (現: 短期債券マザーファンド)	-	2,097,935	1.0469	2,196,328	1.0469	2,196,328	1.3

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ) 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.9
親投資信託受益証券	1.3
合計	97.2

2. NN欧州リート・ファンド (資産形成コース/為替ヘッジあり)

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
ゴールドマン・サックス・ケイ マン・ファンズⅡ－ヨーロッパ ン・リート・ファンド－年2回分 配シェア (円ヘッジ)	-	125,140,134	0.79	99,874,160	0.74	93,091,745	97.8
NN短期債券マザーファンド (現: 短期債券マザーファンド)	-	715,026	1.0470	748,632	1.0469	748,560	0.8

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ) 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.8
親投資信託受益証券	0.8
合計	98.6

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考]短期債券マザーファンドの投資状況

①投資有価証券の主要銘柄 (2023年4月28日現在)

イ)主要投資銘柄 (全15銘柄)

	種類	国名	銘柄名	利率 (%)	償還期限	額面	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	地方債証券	日本	平成30年度第3回京都府公募公債	0.030	2023/6/22	200,000,000	100.01	200,026,741	100.01	200,026,741	9.3
2	地方債証券	日本	第129回共同発行市場公募地方債	0.710	2023/12/25	100,000,000	100.45	100,458,723	100.45	100,458,723	4.7
3	地方債証券	日本	平成25年度第8回埼玉県公募公債	0.703	2023/12/25	100,000,000	100.45	100,450,550	100.45	100,450,550	4.7
4	地方債証券	日本	第54回地方公共団体金融機構債券	0.730	2023/11/28	100,000,000	100.41	100,417,500	100.41	100,417,500	4.7
5	地方債証券	日本	平成25年度第9回静岡県公募公債	0.679	2023/11/22	100,000,000	100.40	100,407,880	100.40	100,407,880	4.7
6	地方債証券	日本	平成25年度第9回北海道公募公債	0.700	2023/10/31	100,000,000	100.37	100,375,269	100.37	100,375,269	4.7
7	地方債証券	日本	第126回共同発行市場公募地方債	0.810	2023/9/25	100,000,000	100.32	100,325,960	100.32	100,325,960	4.6
8	地方債証券	日本	平成25年度第7回京都府公募公債	0.800	2023/9/19	100,000,000	100.31	100,311,200	100.31	100,311,200	4.6
9	社債券	日本	第51回地方公共団体金融機構債券	0.841	2023/8/28	100,000,000	100.27	100,271,289	100.27	100,271,289	4.6
10	社債券	日本	第50回地方公共団体金融機構債券	0.922	2023/7/28	100,000,000	100.21	100,219,895	100.21	100,219,895	4.6
11	地方債証券	日本	平成25年度第6回愛知県公募公債 (10年)	0.877	2023/6/27	100,000,000	100.15	100,154,444	100.15	100,154,444	4.6
12	地方債証券	日本	第721回東京都公募公債	0.840	2023/6/20	100,000,000	100.12	100,122,544	100.12	100,122,544	4.6
13	特殊債券	日本	第190回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.605	2023/5/31	100,000,000	100.05	100,056,854	100.05	100,056,854	4.6
14	特殊債券	日本	い第821号農林債	0.090	2023/10/27	100,000,000	100.03	100,039,220	100.03	100,039,220	4.6
15	地方債証券	日本	平成30年度第2回北海道公募公債 (5年)	0.030	2023/5/31	100,000,000	100.00	100,008,872	100.00	100,008,872	4.6

注1:投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

注2:組入全15銘柄について記載しています。

ロ) 種別別投資比率

種類	投資比率 (%)
地方債証券	55.8
特殊債券	9.3
社債券	9.3
合計	74.3

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成27年 6月15日）	1,946	1,956	0.9294	0.9342
第2特定期間末（平成27年12月15日）	2,772	2,787	0.8834	0.8882
第3特定期間末（平成28年 6月15日）	2,715	2,730	0.8568	0.8616
第4特定期間末（平成28年12月15日）	1,818	1,828	0.8151	0.8199
第5特定期間末（平成29年 6月15日）	1,149	1,154	0.8762	0.8802
第6特定期間末（平成29年12月15日）	929	934	0.8518	0.8558
第7特定期間末（平成30年 6月15日）	856	860	0.8529	0.8569
第8特定期間末（平成30年12月17日）	722	726	0.7426	0.7466
第9特定期間末（令和 1年 6月17日）	604	606	0.7640	0.7660
第10特定期間末（令和 1年12月16日）	526	527	0.8167	0.8187
第11特定期間末（令和 2年 6月15日）	414	414	0.6180	0.6190
第12特定期間末（令和 2年12月15日）	384	385	0.6469	0.6479
第13特定期間末（令和 3年 6月15日）	429	430	0.7456	0.7466
第14特定期間末（令和 3年12月15日）	417	418	0.7339	0.7349
第15特定期間末（令和 4年 6月15日）	329	329	0.5925	0.5935
第16特定期間末（令和 4年12月15日）	252	253	0.5273	0.5283
令和 4年 4月末日	397	—	0.7042	—
5月末日	382	—	0.6751	—
6月末日	322	—	0.5808	—
7月末日	338	—	0.6091	—
8月末日	306	—	0.5651	—
9月末日	244	—	0.4560	—
10月末日	248	—	0.4978	—
11月末日	256	—	0.5132	—
12月末日	244	—	0.5104	—
令和 5年 1月末日	260	—	0.5512	—
2月末日	252	—	0.5344	—
3月末日	211	—	0.4764	—
4月末日	169	—	0.4874	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成27年 6月15日）	998	998	0.9588	0.9588
第2計算期間末（平成27年12月15日）	1,503	1,503	0.9395	0.9395
第3計算期間末（平成28年 6月15日）	1,243	1,243	0.9422	0.9422
第4計算期間末（平成28年12月15日）	778	778	0.9332	0.9332
第5計算期間末（平成29年 6月15日）	660	660	1.0359	1.0359
第6計算期間末（平成29年12月15日）	489	489	1.0389	1.0389
第7計算期間末（平成30年 6月15日）	387	387	1.0687	1.0687
第8計算期間末（平成30年12月17日）	237	237	0.9580	0.9580
第9計算期間末（令和 1年 6月17日）	242	242	1.0009	1.0009
第10計算期間末（令和 1年12月16日）	218	218	1.0872	1.0872
第11計算期間末（令和 2年 6月15日）	185	185	0.8406	0.8406
第12計算期間末（令和 2年12月15日）	126	126	0.8847	0.8847
第13計算期間末（令和 3年 6月15日）	141	141	1.0302	1.0302
第14計算期間末（令和 3年12月15日）	140	140	1.0214	1.0214
第15計算期間末（令和 4年 6月15日）	111	111	0.8318	0.8318
第16計算期間末（令和 4年12月15日）	101	101	0.7525	0.7525
令和 4年 4月末日	129	—	0.9846	—
5月末日	127	—	0.9475	—
6月末日	109	—	0.8155	—
7月末日	121	—	0.8571	—
8月末日	112	—	0.7967	—
9月末日	91	—	0.6459	—
10月末日	93	—	0.7065	—
11月末日	98	—	0.7306	—
12月末日	98	—	0.7282	—
令和 5年 1月末日	107	—	0.7873	—
2月末日	104	—	0.7653	—
3月末日	93	—	0.6819	—
4月末日	95	—	0.6995	—

②【分配の推移】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	192
第2特定期間末	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	288
第3特定期間末	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	288
第4特定期間末	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	288
第5特定期間末	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	280
第6特定期間末	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	240
第7特定期間末	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	240
第8特定期間末	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	240
第9特定期間末	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	120
第10特定期間末	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	120
第11特定期間末	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	110
第12特定期間末	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	60
第13特定期間末	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	60
第14特定期間末	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	60
第15特定期間末	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	60
第16特定期間末	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	60

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	0
第2期	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	0
第3期	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	0
第4期	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	0
第5期	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	0
第6期	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	0
第7期	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	0
第8期	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	0
第9期	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	0
第10期	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	0
第11期	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	0
第12期	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	0
第13期	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	0
第14期	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	0
第15期	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	0
第16期	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	0

③【収益率の推移】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	収益率 (%)
第1特定期間末	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	△5.1
第2特定期間末	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	△1.9
第3特定期間末	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	0.2
第4特定期間末	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	△1.5
第5特定期間末	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	10.9
第6特定期間末	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	△0.0
第7特定期間末	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	2.9
第8特定期間末	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	△10.1
第9特定期間末	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	4.5
第10特定期間末	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	8.5
第11特定期間末	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	△23.0
第12特定期間末	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	5.6
第13特定期間末	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	16.2
第14特定期間末	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	△0.8
第15特定期間末	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	△18.4
第16特定期間末	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	△10.0

注:各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	△4.1
第2期	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	△2.0
第3期	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	0.3
第4期	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	△1.0
第5期	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	11.0
第6期	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	0.3
第7期	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	2.9
第8期	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	△10.4
第9期	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	4.5
第10期	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	8.6
第11期	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	△22.7
第12期	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	5.2
第13期	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	16.4
第14期	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	△0.9
第15期	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	△18.6
第16期	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	△9.5

(4) 【設定及び解約の実績】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間末	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	2, 107, 162, 549	12, 540, 402
第2特定期間末	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	1, 372, 181, 708	328, 361, 700
第3特定期間末	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	711, 938, 347	680, 802, 601
第4特定期間末	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	217, 365, 285	1, 156, 441, 955
第5特定期間末	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	25, 595, 712	944, 607, 795
第6特定期間末	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	11, 707, 999	231, 612, 196
第7特定期間末	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	74, 377, 148	162, 143, 052
第8特定期間末	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	110, 473, 334	141, 561, 566
第9特定期間末	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	5, 691, 171	186, 917, 859
第10特定期間末	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	14, 808, 799	161, 613, 420
第11特定期間末	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	49, 915, 602	24, 443, 239
第12特定期間末	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	18, 002, 798	93, 193, 113
第13特定期間末	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	5, 327, 135	23, 961, 956
第14特定期間末	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	4, 538, 071	11, 922, 421
第15特定期間末	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	5, 840, 957	19, 150, 510
第16特定期間末	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	4, 184, 073	80, 856, 938

注:第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	1, 063, 597, 472	22, 043, 115
第2期	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	794, 032, 751	234, 910, 342
第3期	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	62, 581, 972	343, 398, 414
第4期	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	150, 823, 426	636, 245, 076
第5期	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	3, 561, 549	200, 028, 079
第6期	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	6, 481, 152	172, 967, 195
第7期	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	1, 470, 552	110, 213, 326
第8期	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	13, 057, 118	127, 454, 315
第9期	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	759, 951	6, 906, 484
第10期	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	13, 213, 701	54, 291, 657
第11期	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	32, 340, 808	13, 066, 723
第12期	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	3, 664, 554	80, 972, 778
第13期	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	2, 488, 494	8, 508, 098
第14期	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	5, 450, 848	4, 982, 384
第15期	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	6, 105, 413	9, 356, 638
第16期	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	13, 984, 841	13, 347, 527

注:第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

基準日：2023年4月28日

NN欧州リート・ファンド(毎月決算コース／為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移



基準価額	4,874円
純資産総額	1.7億円

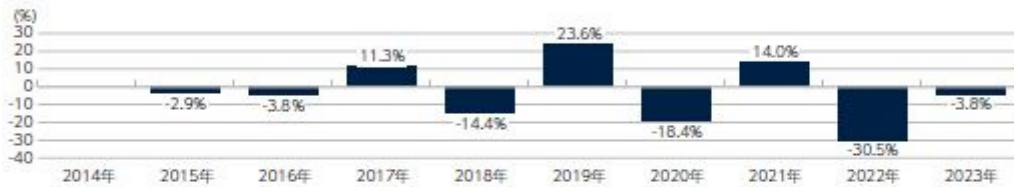
分配の推移

決算期	分配金
2022年11月	10円
2022年12月	10円
2023年1月	10円
2023年2月	10円
2023年3月	10円
2023年4月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	2,746円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※分配金再投資基準価額、基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したとみなして計算したものです。

年間収益率の推移



NN欧州リート・ファンド(資産形成コース／為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移



基準価額	6,995円
純資産総額	1.0億円

分配の推移

決算期	分配金
2020年6月	0円
2020年12月	0円
2021年6月	0円
2021年12月	0円
2022年6月	0円
2022年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

年間収益率の推移



※2015年は設定日(1月30日)から年末まで、2023年は4月末までの収益率です。
 ※収益率は税引前の分配金を再投資したとみなして計算しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。委託会社のホームページでファンドの運用状況を適宜開示しています。

基準日：2023年4月26日

主要な資産の状況

主要投資対象であるゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズII-ヨーロッパ・リート・ファンドの状況

資産構成比率

資産の種類	投資比率(%)
リート	73.7
株式等	26.1
現金等	0.1
合計	100.0

国別上位投資比率

順位	国名	投資比率(%)
1	英国	30.7
2	フランス	24.6
3	ベルギー	13.7
4	スウェーデン	7.8
5	ドイツ	7.7

組入上位10銘柄

順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	リート	フランス	ウニベル・ロダムコウエストフィールド	7.9
2	リート	フランス	ジェシナ	7.3
3	リート	ベルギー	ウェアハウス・ド・ポウ	6.6
4	リート	英国	SEGRO	5.5
5	株式	ドイツ	ヴォノヴィア	5.4
6	リート	フランス	クレピエール	5.1
7	リート	英国	ランド・セキュリティーズ・グループ	4.9
8	株式	スイス	スイス・プライム・サイト	4.6
9	リート	フランス	コピピオ	3.5
10	リート	ベルギー	エディフィカ	3.2

*投資比率は純資産総額に対する各資産の投資割合です。

*投資比率の単位未満を四捨五入しているため、資産構成比率の合計が100.0%にならない場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。なお、ファンドが繰上償還することとなった場合、取得のお申込みは2023年8月9日までとします。（販売会社によって最終購入申込日が異なる場合があります。）

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、アムステルダム銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日、12月24日においては、原則として取得の申込みを受付けないものとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取消することができます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、アムステルダム銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日、12月24日においては、原則として換金の申込みを受付けないものとします。なお、ファンドが繰上償還することとなった場合、換金のお申込みは2023年8月29日までとします。償還日まで当ファンドを保有いただいた場合は、償還日の翌営業日以降に、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.2%）を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-6437-6000（営業日の9:00~17:00）

○委託会社のホームページ

アドレス www.gsam.co.jp

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社を通じて支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益

権の解約の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-4567-0653（営業日の9:00~17:00）

○委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は2015年1月30日から2024年6月17日までとします。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。なお、ファンドについて繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。書面決議によりファンドの繰上償還が決定した場合、ファンドの信託期間は2023年9月12日までとします。

(4) 【計算期間】

<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>

ファンドの計算期間は、毎年6月16日から12月15日まで、および12月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

a信託の終了

(a) 委託会社は、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (c) 前 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 前 (b) から (d) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 (b) から (d) までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 当ファンドが投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には受託会社と合意のうえ、信託契約を終了し、信託を終了（繰上償還）させます。この場合、前 (b) から (d) までの手続は行いません。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b 信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前 (a) の事項（変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前 (b) から前 (e) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前 (a) から前 (f) までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前 (a) から前 (g) までの手続を準用します。

c 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

d運用報告書

<NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）>

委託会社は、毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

<NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）>

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和 4年 6月16日から令和 4年12月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（令和 4年 6月16日から令和 4年12月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております

独立監査人の監査報告書

令和5年2月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）の令和4年6月16日から令和4年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）の令和4年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの令和4年6月15日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して令和4年9月2日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期末 (令和 4年 6月15日現在)	当期末 (令和 4年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,608,637	4,390,919
投資信託受益証券	321,369,295	246,794,139
親投資信託受益証券	2,196,747	2,196,537
流動資産合計	330,174,679	253,381,595
資産合計	330,174,679	253,381,595
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	555,652	478,979
未払解約金	8	24,839
未払受託者報酬	10,051	6,919
未払委託者報酬	301,474	207,541
その他未払費用	109,628	79,965
流動負債合計	976,813	798,243
負債合計	976,813	798,243
純資産の部		
元本等		
元本	555,652,830	478,979,965
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△226,454,964	△226,396,613
(分配準備積立金)	22,444,716	21,419,147
元本等合計	329,197,866	252,583,352
純資産合計	329,197,866	252,583,352
負債純資産合計	330,174,679	253,381,595

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	令和3年12月16日 令和4年6月15日	自 至	令和4年6月16日 令和4年12月15日
営業収益				
受取配当金		6,997,374		6,625,092
有価証券売買等損益		△80,854,898		△39,575,366
営業収益合計		△73,857,524		△32,950,274
営業費用				
受託者報酬		65,596		47,889
委託者報酬		1,967,639		1,436,562
その他費用		113,301		82,421
営業費用合計		2,146,536		1,566,872
営業利益又は営業損失(△)		△76,004,060		△34,517,146
経常利益又は経常損失(△)		△76,004,060		△34,517,146
当期純利益又は当期純損失(△)		△76,004,060		△34,517,146
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		73,725		△460,430
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△151,385,049		△226,454,964
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,224,702		39,181,207
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,224,702		39,181,207
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		—
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,830,172		1,898,792
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,830,172		1,898,792
分配金		3,386,660		3,167,348
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△226,454,964		△226,396,613

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の 売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼす
 リスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期末 (令和 4年 6月15日現在)	当期末 (令和 4年12月15日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 555,652,830口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 478,979,965口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 226,454,964円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 226,396,613円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5925円 (10,000口当たり純資産額) (5,925円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5273円 (10,000口当たり純資産額) (5,273円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日			当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日		
分配金の計算過程 令和 3年12月16日から令和 4年 1月17日まで			分配金の計算過程 令和 4年 6月16日から令和 4年 7月15日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,040,526円	費用控除後の配当等収益額	A	859,009円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,553,977円	収益調整金額	C	22,225,288円
分配準備積立金額	D	20,807,216円	分配準備積立金額	D	22,382,867円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,401,719円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,467,164円
当ファンドの期末残存口数	F	568,962,673口	当ファンドの期末残存口数	F	554,737,500口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	780円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	819円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	568,962円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	554,737円
令和 4年 1月18日から令和 4年 2月15日まで			令和 4年 7月16日から令和 4年 8月15日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	816,797円	費用控除後の配当等収益額	A	1,138,258円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,594,917円	収益調整金額	C	22,298,481円
分配準備積立金額	D	21,271,880円	分配準備積立金額	D	22,684,303円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,683,594円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,121,042円
当ファンドの期末残存口数	F	569,394,858口	当ファンドの期末残存口数	F	555,599,116口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	784円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	830円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	569,394円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	555,599円
令和 4年 2月16日から令和 4年 3月15日まで			令和 4年 8月16日から令和 4年 9月15日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,121,315円	費用控除後の配当等収益額	A	839,764円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,379,495円	収益調整金額	C	21,813,194円
分配準備積立金額	D	21,277,512円	分配準備積立金額	D	22,714,973円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,778,322円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,367,931円
当ファンドの期末残存口数	F	563,397,402口	当ファンドの期末残存口数	F	542,745,180口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	794円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	835円

10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	563,397円

令和 4年 3月16日から令和 4年 4月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,127,791円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,394,712円
分配準備積立金額	D	21,804,613円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	45,327,116円
当ファンドの期末残存口数	F	563,184,270口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	804円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	563,184円

令和 4年 4月16日から令和 4年 5月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	805,185円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,628,567円
分配準備積立金額	D	22,367,935円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	45,801,687円
当ファンドの期末残存口数	F	566,071,761口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	809円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	566,071円

令和 4年 5月17日から令和 4年 6月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	818,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,234,784円
分配準備積立金額	D	22,182,229円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	45,235,152円
当ファンドの期末残存口数	F	555,652,830口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	814円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	555,652円

10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	542,745円

令和 4年 9月16日から令和 4年10月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	879,958円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	21,552,963円
分配準備積立金額	D	22,697,626円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	45,130,547円
当ファンドの期末残存口数	F	535,692,062口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	842円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	535,692円

令和 4年10月18日から令和 4年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,034,534円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,130,455円
分配準備積立金額	D	21,488,386円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	42,653,375円
当ファンドの期末残存口数	F	499,596,151口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	853円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	499,596円

令和 4年11月16日から令和 4年12月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	789,793円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,326,796円
分配準備積立金額	D	21,108,333円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	41,224,922円
当ファンドの期末残存口数	F	478,979,965口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	860円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	478,979円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。</p> <p>○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。</p> <p>○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

前期末 (令和 4年 6月15日現在)	当期末 (令和 4年12月15日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 ○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△37,612,535	△1,297,866
親投資信託受益証券	-	-
合計	△37,612,535	△1,297,866

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日		
期首元本額	568,962,383円	期首元本額	555,652,830円
期中追加設定元本額	5,840,957円	期中追加設定元本額	4,184,073円
期中一部解約元本額	19,150,510円	期中一部解約元本額	80,856,938円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	NNケイマン・ファンズⅡ - NN (C) ヨーロピアン・リート・ファンド - 毎月分配シェア (円ヘッジ)	499,179,085	246,794,139	
投資信託受益証券 小計		499,179,085	246,794,139	
親投資信託受益証券	NN短期債券マザーファンド	2,097,935	2,196,537	
親投資信託受益証券 小計		2,097,935	2,196,537	
	合計	501,277,020	248,990,676	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）の令和4年6月16日から令和4年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）の令和4年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの令和4年6月15日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して令和4年9月2日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期計算期間末 (令和 4年 6月15日現在)	第16期計算期間末 (令和 4年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,234,781	1,560,586
投資信託受益証券	109,407,537	99,788,039
親投資信託受益証券	748,703	748,632
流動資産合計	112,391,021	102,097,257
資産合計	112,391,021	102,097,257
負債の部		
流動負債		
未払解約金	157	—
未払受託者報酬	21,271	17,450
未払委託者報酬	638,059	523,537
その他未払費用	35,484	29,083
流動負債合計	694,971	570,070
負債合計	694,971	570,070
純資産の部		
元本等		
元本	134,285,137	134,922,451
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△22,589,087	△33,395,264
(分配準備積立金)	10,089,122	9,170,905
元本等合計	111,696,050	101,527,187
純資産合計	111,696,050	101,527,187
負債純資産合計	112,391,021	102,097,257

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期計算期間		第16期計算期間	
	自 至	令和3年12月16日 令和4年6月15日	自 至	令和4年6月16日 令和4年12月15日
営業収益				
有価証券売買等損益		△24,498,088		△11,619,569
営業収益合計		△24,498,088		△11,619,569
営業費用				
受託者報酬		21,271		17,450
委託者報酬		638,059		523,537
その他費用		36,826		30,311
営業費用合計		696,156		571,298
営業利益又は営業損失(△)		△25,194,244		△12,190,867
経常利益又は経常損失(△)		△25,194,244		△12,190,867
当期純利益又は当期純損失(△)		△25,194,244		△12,190,867
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		22,245		△1,912,914
期首剰余金又は期首欠損金(△)		2,939,568		△22,589,087
剰余金増加額又は欠損金減少額		—		2,269,119
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		2,269,119
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		—
剰余金減少額又は欠損金増加額		312,166		2,797,343
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		182,432		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		129,734		2,797,343
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△22,589,087		△33,395,264

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

第15期計算期間末 (令和 4年 6月15日現在)	第16期計算期間末 (令和 4年12月15日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 134, 285, 137口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 134, 922, 451口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 22, 589, 087円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 33, 395, 264円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 8318円 (10, 000口当たり純資産額) (8, 318円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 7525円 (10, 000口当たり純資産額) (7, 525円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日																																																												
分配金の計算過程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4, 502, 989円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>10, 089, 122円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>14, 592, 111円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>134, 285, 137口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> <td>1, 086円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	4, 502, 989円	分配準備積立金額	D	10, 089, 122円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 592, 111円	当ファンドの期末残存口数	F	134, 285, 137口	10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	1, 086円	10, 000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	0円	分配金の計算過程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>5, 507, 969円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>9, 170, 905円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>14, 678, 874円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>134, 922, 451口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> <td>1, 087円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	5, 507, 969円	分配準備積立金額	D	9, 170, 905円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 678, 874円	当ファンドの期末残存口数	F	134, 922, 451口	10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	1, 087円	10, 000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	4, 502, 989円																																																											
分配準備積立金額	D	10, 089, 122円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 592, 111円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	134, 285, 137口																																																											
10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	1, 086円																																																											
10, 000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	5, 507, 969円																																																											
分配準備積立金額	D	9, 170, 905円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 678, 874円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	134, 922, 451口																																																											
10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	1, 087円																																																											
10, 000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	0円																																																											

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

<p>第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日</p>	<p>第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。</p> <p>○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。</p> <p>○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期計算期間末 (令和 4年 6月15日現在)	第16期計算期間末 (令和 4年12月15日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。</p> <p>○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。</p> <p>○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△24,426,370	△10,451,891
親投資信託受益証券	△72	△71
合計	△24,426,442	△10,451,962

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日		
期首元本額	137,536,362円	期首元本額	134,285,137円
期中追加設定元本額	6,105,413円	期中追加設定元本額	13,984,841円
期中一部解約元本額	9,356,638円	期中一部解約元本額	13,347,527円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	NNケイマン・ファンズⅡ - NN (C) ヨーロピアン・リート・ファンド - 年2回分配シェア (円ヘッジ)	124,985,020	99,788,039	
投資信託受益証券 小計		124,985,020	99,788,039	
親投資信託受益証券	NN短期債券マザーファンド	715,026	748,632	
親投資信託受益証券 小計		715,026	748,632	
	合計	125,700,046	100,536,671	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）」および「NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）」は「NN短期債券マザーファンド」の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NN短期債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(令和 4年12月15日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	362,210,715
地方債証券	1,001,883,783
特殊債券	200,411,665
社債券	637,235,465
未収利息	1,612,785
前払費用	834,287
流動資産合計	2,204,188,700
資産合計	2,204,188,700
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	16,232
流動負債合計	16,232
負債合計	16,232
純資産の部	
元本等	
元本	2,105,180,006
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	98,992,462
元本等合計	2,204,172,468
純資産合計	2,204,172,468
負債純資産合計	2,204,188,700

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、償却原価法により評価しております。 ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えしております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

(令和 4年12月15日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2, 105, 180, 006口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1. 0470円
(10,000口当たり純資産額)	(10, 470円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスクの管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。</p> <p>○市場リスクの管理 価格変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。</p> <p>○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

(令和 4年12月15日現在)

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額

金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。

2. 時価の算定方法

○地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△412,716
特殊債券	△113,770
社債券	△122,419
合計	△648,905

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 令和 4年 6月16日

至 令和 4年12月15日

該当事項はありません。

(その他の注記)

(令和 4年12月15日現在)

子ファンドの期首	令和 4年 6月16日
期首元本額	2,097,202,231円
対象期間中の追加設定元本額	232,743,540円
対象期間中の一部解約元本額	224,765,765円
期末元本額	2,105,180,006円
令和 4年12月15日現在の元本の内訳※	
NN欧州リート・ファンド (毎月決算コース/為替ヘッジなし)	10,702,256円
NN欧州リート・ファンド (資産形成コース/為替ヘッジなし)	4,107,878円
NN欧州リート・ファンド (毎月決算コース/為替ヘッジあり)	2,097,935円
NN欧州リート・ファンド (資産形成コース/為替ヘッジあり)	715,026円
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド (ラップ専用)	287,142円
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム (ラップ専用)	3,245,850円
NNグローバルバランスファンドVA (株25型) (適格機関投資家専用)	38,599,493円
NNグローバルバランスファンドVA (株50型) (適格機関投資家専用)	16,774,995円
NNグローバルバランスファンドVA (株70型) (適格機関投資家専用)	16,771,600円
NNマネープールVA (適格機関投資家専用)	2,011,877,831円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
地方債証券	日本円	第719回東京都公募公債	100,000,000	100,225,007	
		第721回東京都公募公債	100,000,000	100,431,816	
		平成24年度第14回北海道公募公債	100,000,000	100,163,458	
		平成30年度第2回北海道公募公債(5年)	100,000,000	100,044,650	
		平成30年度第3回京都府公募公債	200,000,000	200,091,195	
		平成25年度第6回愛知県公募公債(10年)	100,000,000	100,499,226	
		第121回共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,406,511	
		平成29年度第11回福岡市公募公債(5年)	100,000,000	100,021,920	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：45.45%	1,000,000,000	1,001,883,783 54.47%	
	合計			1,001,883,783	
特殊債券	日本円	第189回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,216,415	
		第131回福岡北九州高速道路債	100,000,000	100,195,250	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：9.09%	200,000,000	200,411,665 10.89%	
	合計			200,411,665	
社債券	日本円	第45回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,159,500	
		第59回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	100,000,382	
		第218回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,000,640	
		第12回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,016,056	
		第122回東武鉄道株式会社無担保社債(担保提供限定特約付)	137,000,000	137,017,266	
		第33回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債(相模鉄道株式会社保証付)	100,000,000	100,041,621	
		小計	銘柄数：6 組入時価比率：28.91%	637,000,000	637,235,465 34.64%
	合計			637,235,465	
合計				1,839,530,913	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2023年4月28日

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

I 資産総額	172,284,646円
II 負債総額	2,402,703円
III 純資産総額（I－II）	169,881,943円
IV 発行済口数	348,522,052口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4874円
（1万口当たり純資産額）	（4,874円）

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

I 資産総額	96,274,080円
II 負債総額	1,110,722円
III 純資産総額（I－II）	95,163,358円
IV 発行済口数	136,051,472口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6995円
（1万口当たり純資産額）	（6,995円）

（参考）

「短期債券マザーファンド」の純資産額計算書

I 資産総額	2,157,697,939円
II 負債総額	26,790円
III 純資産総額（I－II）	2,157,671,149円
IV 発行済口数	2,061,033,349口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0469円
（1万口当たり純資産額）	（10,469円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請がある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2023年7月1日を効力発生日として、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を吸収合併存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を行います（予定）。以下、委託会社をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社として記載します。

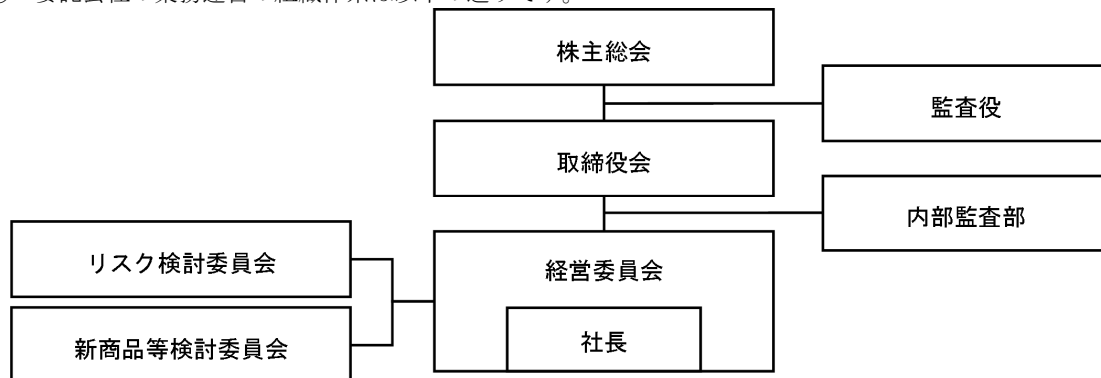
(2023年7月1日現在（予定）)

(1) 資本金の額

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

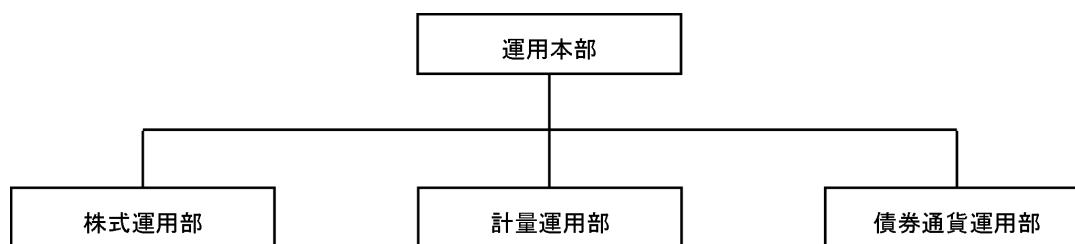
リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社は、2023年7月1日を効力発生日として、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を吸収合併継続会社とし、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を行います。

② 委託会社の運用するファンド

2023年4月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	130	3,758,983,033,049
単位型株式投資信託	2	94,173,758,087
合計	132	3,853,156,791,136

（ご参考）

2023年4月末現在、NNインベストメント・パートナーズ株式会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	22	416,503,560,751
合計	22	416,503,560,751

3【委託会社等の経理状況】

2023年7月1日を効力発生日として、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を吸収合併存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を行います（予定）。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の財務諸表に続き、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の財務諸表を参考情報として記載します。

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
和田 渉
AC31C44A7B4047F...

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
西郷 篤
ED0738E00BF442E...

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

期別		第27期 (2021年12月31日現在)		第28期 (2022年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			5,300,580		4,328,077
短期貸付金			19,685,566		19,619,343
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			293,390		405,004
未収委託者報酬			4,712,043		3,695,796
未収運用受託報酬			1,806,227		2,213,112
未収収益			76,694		109,058
その他流動資産			1,201		1,434
流動資産計			31,875,717		30,371,839
固定資産					
無形固定資産			232,062		283,171
ソフトウェア		232,062		283,171	
投資その他の資産			2,398,920		1,968,039
投資有価証券		102,402		—	
長期差入保証金		45,217		37,763	
繰延税金資産		1,875,085		1,492,540	
その他の投資等		376,214		437,734	
固定資産計			2,630,982		2,251,210
資産合計			34,506,699		32,623,050

期別		第27期 (2021年12月31日現在)		第28期 (2022年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			98,250		109,298
未払金			3,944,504		2,893,551
未払収益分配金		80		92	
未払手数料		2,082,740		1,645,125	
その他未払金		1,861,684		1,248,333	
未払費用	* 1		3,665,192		3,014,873
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			2,000,000		5,000,000
未払法人税等			1,851,474		569,429
未払消費税等			835,489		192,612
その他流動負債			206,851		204,543
流動負債計			12,601,763		11,984,309
固定負債					
関係会社長期借入金			5,000,000		—
退職給付引当金			453,175		569,904
長期未払費用	* 1		1,926,450		1,154,342
固定負債計			7,379,625		1,724,247
負債合計			19,981,389		13,708,556
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			13,644,338		18,034,494
その他利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
繰越利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
株主資本合計			14,524,338		18,914,494
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		972		—	
評価・換算差額等合計			972		—
純資産合計			14,525,310		18,914,494
負債・純資産合計			34,506,699		32,623,050

(2) 【損益計算書】

期別		第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			36,507,456		34,894,167
運用受託報酬	* 2		10,477,787		10,103,002
その他営業収益	* 2		4,830,349		4,788,944
営業収益計			51,815,594		49,786,114
営業費用					
支払手数料			17,117,709		16,464,977
広告宣伝費			97,432		62,840
調査費			14,970,069		14,690,960
委託調査費	* 2	14,970,069		14,690,960	
委託計算費			359,564		365,661
営業雑経費			319,051		299,250
通信費		26,474		27,906	
印刷費		248,216		214,623	
協会費		44,360		56,720	
営業費用計			32,863,826		31,883,691
一般管理費					
給料			7,979,647		6,462,941
役員報酬		217,075		212,048	
給料・手当		3,516,747		3,440,410	
賞与		1,947,536		1,235,240	
株式従業員報酬	* 1	954,587		218,692	
その他の報酬		1,343,699		1,356,549	
交際費			31,673		46,002
寄付金			89,689		38,520
旅費交通費			51,224		128,734
租税公課			172,609		148,134
退職給付費用			225,127		246,591
固定資産減価償却費			251,336		33,398
事務委託費			2,809,506		3,373,227
諸経費			911,677		1,024,519
一般管理費計			12,522,492		11,502,070
営業利益			6,429,274		6,400,352
営業外収益					
収益分配金			62,827		280
受取利息			63,078		159,673
投資有価証券売却益			144,479		—
雑益			1,354		—
株式従業員報酬	* 1 * 2		—		91,458
営業外収益計			271,739		251,411
営業外費用					
支払利息	* 2		77,330		67,253
株式従業員報酬	* 1 * 2		692,245		—
為替差損			19,128		83,425
投資有価証券売却損			—		5,383
営業外費用計			788,703		156,062
経常利益			5,912,310		6,495,701
税引前当期純利益			5,912,310		6,495,701
法人税、住民税及び事業税			2,522,432		1,722,571
法人税等調整額			△522,524		382,974
当期純利益			3,912,403		4,390,156

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2021年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	9,731,934	9,731,934	10,611,934	84,781	84,781	10,696,716
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,912,403	3,912,403	3,912,403			3,912,403
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							△83,809	△83,809	△83,809
事業年度中の変動額合計	—	—	—	3,912,403	3,912,403	3,912,403	△83,809	△83,809	3,828,594
2021年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310

第28期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2022年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310
事業年度中の変動額									
当期純利益				4,390,156	4,390,156	4,390,156			4,390,156
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							△972	△972	△972
事業年度中の変動額合計	—	—	—	4,390,156	4,390,156	4,390,156	△972	△972	4,389,184
2022年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	—	—	18,914,494

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
<p>4. 収益および費用の計上基準</p>	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

	<p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更

<p>時価の算定に関する会計基準等の適用</p>	<p>「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては、記載していません。</p>
--------------------------	--

未適用の会計基準等

<p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）</p>	<p>(1) 概要 投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。</p> <p>(2) 適用予定日 2023年12月期の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 当該適用指針の適用による影響は、現時点で評価中であります。</p>
--	---

注記事項

(貸借対照表関係)

第27期 (2021年12月31日現在)	第28期 (2022年12月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,521,506千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 1,834,697千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 1,683,024千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 1,038,102千円</p>

(損益計算書関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 5,286,529千円</p> <p>その他営業収益 4,541,068千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 14,970,069千円</p> <p>営業外費用</p> <p>株式従業員報酬 692,245千円</p> <p>支払利息 77,330千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 5,516,066千円</p> <p>その他営業収益 4,515,594千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 14,690,960千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 91,458千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 67,253千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内を設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第27期
(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,300,580	5,300,580	—
短期貸付金	19,685,566	19,685,566	—
未収委託者報酬	4,712,043	4,712,043	—
未収運用受託報酬	1,806,227	1,806,227	—
投資有価証券			
その他投資有価証券	102,402	102,402	—
未払手数料	2,082,740	2,082,740	—
その他未払金	1,861,684	1,861,684	—
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	2,000,000	2,000,000	—
関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,300,580	—	—	—	—	—
短期貸付金	19,685,566	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	4,712,043	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,806,227	—	—	—	—	—

長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	2,000,000	—	—	—	—	—
関係会社長期借入金	—	5,000,000	—	—	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内を設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第28期
(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	5,000,000	5,000,000	-
負債計	5,000,000	5,000,000	-

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	5,000,000	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	5,000,000	-	5,000,000
負債計	-	5,000,000	-	5,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)					第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの		
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	該当事項はありません。		
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	101,000	102,402	1,402			
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券		
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)			売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,645,479	189,953	45,474			97,616	85	5,468

(デリバティブ取引関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)																																																																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">399,712千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">124,713</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,585</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">△4,396</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△60,833</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の発生額</td> <td style="text-align: right;">78,267</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>539,048</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">539,048</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△7,606</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">△78,267</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>453,175</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">124,713</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,585</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">5,657</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>131,956</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">0.44 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、74,862千円であります。</p>	退職給付債務の期首残高	399,712千円	勤務費用	124,713	利息費用	1,585	数理計算上の差異の発生額	△4,396	退職給付の支払額	△60,833	過去勤務費用の発生額	78,267	退職給付債務の期末残高	<u>539,048</u>	積立型制度の退職給付債務	539,048	未認識数理計算上の差異	△7,606	未認識過去勤務費用	△78,267	貸借対照表に計上された負債の額	<u>453,175</u>	勤務費用	124,713	利息費用	1,585	数理計算上の差異の費用処理額	5,657	過去勤務費用の費用処理額	—	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>131,956</u>	割引率	0.44 %	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。</p> <p>2. キャッシュ・バランス型年金制度</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="text-align: right;">539,048千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">135,012</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,371</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">36,748</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△41,086</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の発生額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u>672,094</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">672,094</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△39,575</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">△62,613</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right;"><u>569,904</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">135,012</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,371</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,778</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">15,653</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>157,816</u></td> </tr> </table> <p>(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割引率</td> <td style="text-align: right;">1.09 %</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、68,630千円であります。</p>	退職給付債務の期首残高	539,048千円	勤務費用	135,012	利息費用	2,371	数理計算上の差異の発生額	36,748	退職給付の支払額	△41,086	過去勤務費用の発生額	—	退職給付債務の期末残高	<u>672,094</u>	積立型制度の退職給付債務	672,094	未認識数理計算上の差異	△39,575	未認識過去勤務費用	△62,613	貸借対照表に計上された負債の額	<u>569,904</u>	勤務費用	135,012	利息費用	2,371	数理計算上の差異の費用処理額	4,778	過去勤務費用の費用処理額	15,653	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>157,816</u>	割引率	1.09 %
退職給付債務の期首残高	399,712千円																																																																				
勤務費用	124,713																																																																				
利息費用	1,585																																																																				
数理計算上の差異の発生額	△4,396																																																																				
退職給付の支払額	△60,833																																																																				
過去勤務費用の発生額	78,267																																																																				
退職給付債務の期末残高	<u>539,048</u>																																																																				
積立型制度の退職給付債務	539,048																																																																				
未認識数理計算上の差異	△7,606																																																																				
未認識過去勤務費用	△78,267																																																																				
貸借対照表に計上された負債の額	<u>453,175</u>																																																																				
勤務費用	124,713																																																																				
利息費用	1,585																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	5,657																																																																				
過去勤務費用の費用処理額	—																																																																				
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>131,956</u>																																																																				
割引率	0.44 %																																																																				
退職給付債務の期首残高	539,048千円																																																																				
勤務費用	135,012																																																																				
利息費用	2,371																																																																				
数理計算上の差異の発生額	36,748																																																																				
退職給付の支払額	△41,086																																																																				
過去勤務費用の発生額	—																																																																				
退職給付債務の期末残高	<u>672,094</u>																																																																				
積立型制度の退職給付債務	672,094																																																																				
未認識数理計算上の差異	△39,575																																																																				
未認識過去勤務費用	△62,613																																																																				
貸借対照表に計上された負債の額	<u>569,904</u>																																																																				
勤務費用	135,012																																																																				
利息費用	2,371																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	4,778																																																																				
過去勤務費用の費用処理額	15,653																																																																				
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>157,816</u>																																																																				
割引率	1.09 %																																																																				

(税効果会計関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">745,684千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">138,762</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">302,871</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">207,399</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">480,797</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,875,515</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,875,515</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△429</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△429</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△429</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,875,085</td> </tr> </table>	未払費用	745,684千円	退職給付引当金	138,762	長期未払費用	302,871	無形固定資産	207,399	その他	480,797	小計	1,875,515	繰延税金資産合計	1,875,515	その他有価証券評価差額金	△429	小計	△429	繰延税金負債合計	△429	繰延税金資産純額	1,875,085	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">412,918千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">174,504</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">302,289</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">224,786</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">378,040</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,492,540</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,492,540</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,492,540</td> </tr> </table>	未払費用	412,918千円	退職給付引当金	174,504	長期未払費用	302,289	無形固定資産	224,786	その他	378,040	小計	1,492,540	繰延税金資産合計	1,492,540	その他有価証券評価差額金	—	小計	—	繰延税金負債合計	—	繰延税金資産純額	1,492,540
未払費用	745,684千円																																												
退職給付引当金	138,762																																												
長期未払費用	302,871																																												
無形固定資産	207,399																																												
その他	480,797																																												
小計	1,875,515																																												
繰延税金資産合計	1,875,515																																												
その他有価証券評価差額金	△429																																												
小計	△429																																												
繰延税金負債合計	△429																																												
繰延税金資産純額	1,875,085																																												
未払費用	412,918千円																																												
退職給付引当金	174,504																																												
長期未払費用	302,289																																												
無形固定資産	224,786																																												
その他	378,040																																												
小計	1,492,540																																												
繰延税金資産合計	1,492,540																																												
その他有価証券評価差額金	—																																												
小計	—																																												
繰延税金負債合計	—																																												
繰延税金資産純額	1,492,540																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">30.62 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.06 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.15 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">33.83 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	3.06 %	その他	0.15 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.83 %	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">30.62 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.76 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.03 %</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">32.41 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	1.76 %	その他	0.03 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.41 %																												
法定実効税率 (調整)	30.62 %																																												
賞与等永久に損金に算入されない項目	3.06 %																																												
その他	0.15 %																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.83 %																																												
法定実効税率 (調整)	30.62 %																																												
賞与等永久に損金に算入されない項目	1.76 %																																												
その他	0.03 %																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.41 %																																												
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="padding-left: 20px;">該当事項はありません。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="padding-left: 20px;">該当事項はありません。</p>																																												

(収益認識関係)

第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第27期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	36,507,456	10,477,787	4,830,349	51,815,594

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
46,436,867	5,378,726	51,815,594

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	34,894,167	10,103,002	4,788,944	49,786,114

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
44,148,078	5,638,035	49,786,114

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第27期
(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	128 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収 益 運用受託報酬 委託調査費	4,541,068 5,286,529 14,970,069	未払費用	365,955
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	10,712 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替 (注3) 株式報酬	営業外費用	769,575	未払費用 一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金 長期未払 費用 関係会社 長期借入 金	1,155,551 2,000,000 1,834,697 5,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2年であり、担保は差し入れておりません。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第27期
(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	ゴールド マン・サ ックス 証券株 式会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調 達 (注1)	営業外収 益	63,078	短期貸付 金	19,685,566
									未収収益	59,590
									未払費用	909,832
親会社 の 子会社	ゴールド マン・サ ックス・ インテ ルナシ ョナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振 替 (注2) 資産の保 有等	—	—	未払費用	605,697

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

(関連当事者情報)

第28期
(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	129 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収 益	4,515,594	未払費用	694,963
							運用受託報酬	5,516,066		
							委託調査費	14,690,960		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	10,712 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替 (注3) 株式報酬	営業外収益 営業外費用	91,458 67,253	未払費用 一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金 長期未払 費用	988,061 5,000,000 1,038,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2年であり、担保は差し入れておりません。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第28期
 (自 2022年1月1日
 至 2022年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	ゴールド マン・サ ックス 証券株 式会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調 達 (注1)	営業外収 益	159,666	短期貸付 金	19,619,343
									未収収益	108,479
									未払費用	159,641
親会社 の 子会社	ゴールド マン・サ ックス ・イン ターナ ショナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振 替 (注2) 資産の保 有等	—	未払費用	590,016	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (未上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー (未上場)

(1株当たり情報)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,269,579円81銭	1株当たり純資産額	2,955,389円71銭
1株当たり当期純利益金額	611,313円01銭	1株当たり当期純利益金額	685,961円89銭
損益計算書上の当期純利益	3,912,403千円	損益計算書上の当期純利益	4,390,156千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,912,403千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	4,390,156千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) NNインベストメント・パートナーズ株式会社の経理状況

※当該(参考)においてNNインベストメント・パートナーズ株式会社を「当社」といいます。

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月13日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年3月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がな

いかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

期別 科目	第23期 (2021年12月31日)			第24期 (2022年12月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		1,725,537			1,672,776	
立替金		573			30,885	
未収委託者報酬		60,081			48,667	
未収運用受託報酬		151,379			155,012	
未収投資助言報酬		6,154			7,720	
その他の未収収益		115,474			188,746	
前払費用		26,886			30,889	
その他流動資産		—			1,816	
流動資産計		2,086,086	89.2		2,136,514	89.5
固定資産						
有形固定資産 ※1		115,566			100,751	
建物附属設備	95,893			86,692		
器具備品	19,672			14,059		
リース資産	0			—		
無形固定資産		564			53	
ソフトウェア	564			53		
投資その他の資産		136,007			150,788	
長期差入保証金	74,831			70,810		
繰延税金資産	61,175			79,978		
固定資産計		252,138	10.8		251,592	10.5
資産合計		2,338,224	100.0		2,388,107	100.0

期別	第23期 (2021年12月31日)			第24期 (2022年12月31日)		
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		4,366			3,982	
未払投資顧問料		92,899			102,361	
未払投資助言料		20,068			18,848	
未払金		23,219			43,176	
未払費用		13,445			37,470	
未払法人税等		163,248			127,422	
未払消費税等		46,292			34,217	
預り金		12,886			9,452	
賞与引当金		145,874			147,668	
役員賞与引当金		25,538			28,992	
流動負債計		547,840	23.4		553,592	23.2
固定負債						
賞与引当金		10,283			21,077	
役員賞与引当金		1,270			5,944	
退職給付引当金		652,087			655,791	
役員退職慰労引当金		21,193			33,111	
固定負債計		684,834	29.3		715,924	30.0
負債合計		1,232,675	52.7		1,269,516	53.2
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	20.5		480,000	20.1
資本剰余金						
資本準備金	240,000			240,000		
資本剰余金計		240,000	10.3		240,000	10.0
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	385,549			398,590		
利益剰余金計		385,549	16.5		398,590	16.7
株主資本合計		1,105,549	47.3		1,118,590	46.8
純資産合計		1,105,549	47.3		1,118,590	46.8
負債純資産合計		2,338,224	100.0		2,388,107	100.0

(2) 損益計算書

	第23期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)			第24期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	271,306			239,356		
運用受託報酬	1,548,585			1,651,025		
投資助言報酬	19,828			31,111		
その他営業収益	448,384			480,583		
営業収益計		2,288,105	100.0		2,402,076	100.0
営業費用						
支払手数料		47,235			45,233	
支払投資顧問料		346,004			414,944	
支払投資助言料		77,697			77,135	
広告宣伝費		—			1,385	
調査費		113,650			119,232	
調査費	113,165			118,763		
図書費	485			468		
委託計算費		18,704			18,177	
業務委託費		2,751			2,776	
営業雑経費		21,725			17,804	
通信費	3,323			2,961		
印刷費	5,371			4,666		
協会費	4,061			4,264		
諸会費	840			852		
その他営業費用	8,129			5,059		
営業費用計		627,770	27.4		696,688	29.0
一般管理費						
給料		680,649			696,200	
役員報酬	59,900			65,274		
給料・手当	435,065			433,725		
賞与	7,775			—		
賞与引当金繰入額	145,953			158,462		
役員賞与	5,144			5,071		
役員賞与引当金繰入額	26,809			33,666		
福利厚生費		96,316			99,179	
交際費		661			949	
旅費交通費		696			8,180	
租税公課		25,964			24,291	
不動産賃借料		82,534			79,700	
退職給付費用		31,291			37,119	

	第23期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)			第24期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		11,086			11,918	
固定資産減価償却費		19,276			15,912	
専門家報酬		16,199			16,182	
諸経費		90,837			102,911	
一般管理費計		1,055,514	46.1		1,092,546	45.5
営業利益		604,820	26.4		612,841	25.5
営業外収益						
受取利息	10			9		
受取配当金	112			122		
賞与引当金戻入益	—			400		
固定資産売却益	381			75		
雑益	74			9		
営業外収益計		580	0.0		618	0.0
営業外費用						
支払利息	25			—		
為替換算差損	9,473			10,193		
固定資産除却損	135			390		
雑損失	166			87		
営業外費用計		9,800	0.4		10,670	0.4
経常利益		595,599	26.0		602,788	25.1
税引前当期純利益		595,599	26.0		602,788	25.1
法人税、住民税及び事業税		214,110	9.4		223,002	9.3
法人税等調整額		△4,058	△0.2		△18,802	△0.8
当期純利益		385,547	16.9		398,588	16.6

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	480,000	240,000	240,000	324,886	324,886	1,044,886	1,044,886
当期変動額							
剰余金の配当				△324,884	△324,884	△324,884	△324,884
当期純利益				385,547	385,547	385,547	385,547
当期変動額合計	—	—	—	60,663	60,663	60,663	60,663
当期末残高	480,000	240,000	240,000	385,549	385,549	1,105,549	1,105,549

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	480,000	240,000	240,000	385,549	385,549	1,105,549	1,105,549
当期変動額							
剰余金の配当				△385,547	△385,547	△385,547	△385,547
当期純利益				398,588	398,588	398,588	398,588
当期変動額合計	—	—	—	13,041	13,041	13,041	13,041
当期末残高	480,000	240,000	240,000	398,590	398,590	1,118,590	1,118,590

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
器具備品	4～15年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、およびその他営業収益を稼得しております。

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に一定割合として認識され、当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約等に基づき純資産価額に一定割合として認識され、当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

④ その他営業収益

グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。なお、当該変更による影響額は軽微であります。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しています。なお、当該変更による影響額は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (2021年12月31日現在)		第24期 (2022年12月31日現在)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額	※1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物附属設備	建物附属設備	25,672千円
	器具備品	器具備品	27,847千円
	リース資産	リース資産	9,860千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第23期 (自2021年1月1日至2021年12月31日)

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

第24期 (自2022年1月1日至2022年12月31日)

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

2. 配当に関する事項

第23期 (自2021年1月1日至2021年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 3月26日 株主総会	普通株式	324,884	利益剰余金	34,747.00	2020年12月31日	2021年3月29日

第24期 (自2022年1月1日至2022年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 3月30日 株主総会	普通株式	385,547	利益剰余金	41,235.00	2021年12月31日	2022年3月31日

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

管理部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達を行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（2021年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,725,537	1,725,537	—
(2) 未収委託者報酬	60,081	60,081	—
(3) 未収運用受託報酬	151,379	151,379	—
(4) その他の未収収益	115,474	115,474	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額74,831千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,725,537	—
(2) 未収委託者報酬	60,081	—
(3) 未収運用受託報酬	151,379	—
(4) その他の未収収益	115,474	—
合計	2,052,472	—

当事業年度末（2022年12月31日）

現金・預金、未収運用受託報酬、その他の未収収益、未払投資顧問料は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自2022年1月1日至2022年12月31日）

(単位：千円)

	運用報酬
委託者報酬	239,356
運用受託報酬	1,651,025
投資助言報酬	31,111
その他営業収益	480,583
合計	2,402,076

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	620,795 千円
退職給付費用	31,291 千円
退職給付の支払額	— 千円
<hr/>	
退職給付引当金の期末残高	652,087 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	31,291 千円
----------------	-----------

当事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	652,087 千円
退職給付費用	37,119 千円
退職給付の支払額等	△33,416 千円
<hr/>	
退職給付引当金の期末残高	655,794 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	37,119 千円
----------------	-----------

(税効果会計関係)

第23期 (2021年12月31日現在)	第24期 (2022年12月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 47,815千円	賞与引当金 51,669千円
退職給付引当金 199,669	退職給付引当金 200,803
役員退職慰労引当金 6,489	役員退職慰労引当金 10,138
未払費用 4,116	未払費用 11,473
未払事業税 9,243	未払事業税 7,705
資産除去債務 2,316	資産除去債務 3,640
その他 3,536	その他 12,666
繰延税金資産小計 273,186	繰延税金資産小計 298,096
評価性引当額 △212,011	評価性引当額 △218,118
繰延税金資産合計 61,175	繰延税金資産合計 79,978
繰延税金資産の純額 61,175	繰延税金資産の純額 79,978
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
(%)	(%)
法定実効税率 30.6	法定実効税率 30.6
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 2.4	評価性引当額の増減 1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.1	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.2
住民税均等割 0.1	住民税均等割 0.1
その他 △0.0	その他 △0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.8

(資産除去債務関係)

第23期 (2021年12月31日現在)	第24期 (2022年12月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	米国	合計
1,548,837	170,671	297,290	2,016,798

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬271,306千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	米国	合計
1,654,043	233,791	274,884	2,162,719

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬239,356千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,525,364	資産運用業
Voya Alternative Asset Management LLC	282,979	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,631,212	資産運用業
Voya Alternative Asset Management LLC	257,027	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者との取引関係)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係					
同一の親会社を 持つ会社	NNインベストメン ト パートナーズ	オランダ、 ハーグ	193,385 ユーロ	投資顧 問業	なし	なし	なし	運用 委託	投資助言 報酬	19,576	未収 投資 助言 報酬	6,001
								運用 委託	その他 営業収益	151,094	その 他の 未収 収益	41,291
								運用 受託	支払投資 顧問料	36,528	未払 投資 顧問料	7,456
								運用 受託	支払投資 助言料	77,697	未払 投資 助言料	20,068
同一の親会社を 持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬	1,525,364	未収 運用 受託 報酬	144,348	

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算してお
ります。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
同一の親会社 を持つ会社	NNインベストメント パートナーズ	オランダ、 ハーグ	193,385 ユーロ	投資顧 問業	なし	なし	なし	運用 委託	投資助言 報酬	28,092	未収 投資 助言 報酬	7,266
								運用 委託	その他 営業収益	205,698	その 他の 未収 収益	56,875
									運用 受託	支払投資 顧問料	22,522	未払 投資 顧問料
								支払投資 助言料		77,135	未払 投資 助言料	18,848
同一の親会社 を持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬	393,096	未収 運用 受託 報酬	144,610	

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
- 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。
- エヌエヌ生命保険（株）は、2022年4月11日に当社がゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの一員となったため、関連当事者ではなくなっております。
そのため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Goldman Saches Group, Inc. (ニューヨーク証券取引所に上場)

GSAM Holdings LLC (非上場)

GSAM Holdings 11 LLC (非上場)

NN Investment Partners Holdings N.V. (非上場)

NN Investment Partners International Holdings B.V. (非上場)

(1株当たり情報)

第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日		第24期 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日																					
1株当たり純資産額	118,240円58銭	1株当たり純資産額	119,635円39銭																				
1株当たり当期純利益金額	41,235円03銭	1株当たり当期純利益金額	42,629円81銭																				
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益(千円)</td> <td>385,547</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益(千円)</td> <td>385,547</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数(株)</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日		当期純利益(千円)	385,547	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式にかかる当期純利益(千円)	385,547	普通株式の期中平均株式数(株)	9,350	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第24期 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益(千円)</td> <td>398,588</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益(千円)</td> <td>398,588</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数(株)</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第24期 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日		当期純利益(千円)	398,588	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式にかかる当期純利益(千円)	398,588	普通株式の期中平均株式数(株)	9,350
第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日																							
当期純利益(千円)	385,547																						
普通株主に帰属しない金額	—																						
普通株式にかかる当期純利益(千円)	385,547																						
普通株式の期中平均株式数(株)	9,350																						
第24期 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日																							
当期純利益(千円)	398,588																						
普通株主に帰属しない金額	—																						
普通株式にかかる当期純利益(千円)	398,588																						
普通株式の期中平均株式数(株)	9,350																						

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。2023年7月1日を効力発生日として、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を吸収合併存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を行います(予定)。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

NN 欧州リート・ファンド(毎月決算コース／為替ヘッジあり)

約款

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① ケイマン籍の円建て外国投資信託「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド－毎月分配シェア(円ヘッジ)」
- ② 国内籍投資信託「短期債券マザーファンド」

(2) 投資態度

- ① ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド－毎月分配シェア(円ヘッジ)への投資を通じて欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式(預託証券(DR)等を含みます。)に投資します。なお、ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド－毎月分配シェア(円ヘッジ)では対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。
- ② ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド－毎月分配シェア(円ヘッジ)への投資比率を高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。なお、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
NN 欧州リート・ファンド(毎月決算コース／為替ヘッジあり) 約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号(以下「信託法」といいます。))の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、1,250万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年6月17日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,250万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。))に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託

協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。))の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。))は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等が委託者の承認を得てそれぞれ定める申込単位をもって、取得の申込みに応ずることができるものとします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱金融機関等が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める現地の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。))もしくは銀行の休業日と同日の場合、または毎年12月24日には原則として追加信託の申込みを受付けないものとします。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1

円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は取扱金融機関等が別に定めることとします。
- ⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため委託者が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

- ② 前項の規定は、譲渡以外の原因による受益権の移転についてこれを準用するものとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロピアン・リート・ファンドー毎月分配シェア(円ヘッジ)の受益証券およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された短期債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商

品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図をすることができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。))および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等ならびに第22条、第23条、第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。))または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第23条、第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をことができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 19 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等その他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%をこえないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 期の計算期間は平成 27 年 1 月 30 日から平成 27 年 3 月 16 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産の財務諸表の監査に要する費用、目論見書作成費用、運用報告書作成費用等の信託事務に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)および信託財産に関する租税ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、信託事務に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率を定める場合、かかる諸費用の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は毎年 6 月および 12 月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 30 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 93 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 31 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に

かかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 35 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第 35 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項ただし書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第 35 条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、取扱金融機関等が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める現地の取引所もしくは銀行の休業日と同日の場合、または毎年 12 月 24 日には原則として一部解約の実行の請求を受付けないものとし、
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の

規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われ
ます。

- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約
します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当
該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振
替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による
一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を
取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止
以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約
の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解
除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項
の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 36 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の
支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、
この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させ
ることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に
届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
2. やむを得ない事情が発生したとき
3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が 10 億口を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受
託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、
あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。
この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定
め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をも
ってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が
属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は
受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益
者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみ
なします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる
多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当
該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思
表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生
じている場合であって、第 3 項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託約款の変更等)

第 38 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第39条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業

を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を得てその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 38 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託期間の延長)

第 44 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的な方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 27 年 1 月 30 日

委託者 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
ニューオータニガーデンコート
アイエヌジー投信株式会社
代表取締役 木村 弘志

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

別に定める現地の取引所および銀行

約款第 12 条第 2 項、第 35 条第 2 項の「別に定める現地の取引所もしくは銀行」とは次のものとします。

アムステルダム銀行

ロンドンの銀行

追加型証券投資信託

NN 欧州リート・ファンド(資産形成コース／為替ヘッジあり)

約款

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① ケイマン籍の円建て外国投資信託「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド一年 2 回分配シェア(円ヘッジ)」
- ② 国内籍投資信託「短期債券マザーファンド」

(2) 投資態度

- ① ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド一年 2 回分配シェア(円ヘッジ)への投資を通じて欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式(預託証券(DR)等を含みます。)に投資します。なお、ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド一年 2 回分配シェア(円ヘッジ)では対円を為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。
- ② ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロッパ・リート・ファンド一年 2 回分配シェア(円ヘッジ)への投資比率を高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
NN 欧州リート・ファンド(資産形成コース／為替ヘッジあり) 約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号(以下「信託法」といいます。))の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、1,250 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 6 月 17 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,250 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託

協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。))の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。))は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等が委託者の承認を得てそれぞれ定める申込単位をもって、取得の申込みに応ずることができるものとします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱金融機関等が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める現地の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。))もしくは銀行の休業日と同日の場合、または毎年12月24日には原則として追加信託の申込みを受付けないものとします。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1

円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は取扱金融機関等が別に定めることとします。
- ⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 27 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため委託者が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

- ② 前項の規定は、譲渡以外の原因による受益権の移転についてこれを準用するものとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡーヨーロピアン・リート・ファンド一年 2 回分配シェア(円ヘッジ)の受益証券およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された短期債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融

商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図をすることができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。))および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 19 条において同じ。)、第 19 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に定める資産への投資等ならびに第 22 条、第 23 条、第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。))または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 23 条、第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をことができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 19 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等その他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%をこえないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 16 日から 12 月 15 日まで、および 12 月 16 日から翌年 6 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 期の計算期間は平成 27 年 1 月 30 日から平成 27 年 6 月 15 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすること

はできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産の財務諸表の監査に要する費用、目論見書作成費用、運用報告書作成費用等の信託事務に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)および信託財産に関する租税ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、信託事務に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率を定める場合、かかる諸費用の額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 30 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 27 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 93 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 31 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末

日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 35 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第 35 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項ただし書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第 35 条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、取扱金融機関等が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める現地の取引所もしくは銀行の休業日と同日の場合、または毎年 12 月 24 日には原則として一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引

き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま

- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 36 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が 10 億口を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託約款の変更等)

- 第 38 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

- 第 39 条 この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 38 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 38 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 42 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を得てその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 38 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託期間の延長)

第 44 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的な方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 27 年 1 月 30 日

委託者 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
ニューオータニガーデンコート
アイエヌジー投信株式会社
代表取締役 木村 弘志

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

別に定める現地の取引所および銀行

約款第 12 条第 2 項、第 35 条第 2 項の「別に定める現地の取引所もしくは銀行」とは次のものとします。

アムステルダム銀行

ロンドンの銀行

親投資信託
短期債券マザーファンド

運用の基本方針

信託約款第 13 条に定める委託者の方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として残存期間の短い日本の債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 運用にあたっては流動性を高位に保持します。
- ② ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの確保に努めるとともに、リスクの低減に努めます。
- ③ ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。
- ④ ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。
- ⑤ 資産運用は
 - (1) イールドカーブの分析とポジショニングの決定
 - (2) 銘柄の選定
 - (3) リスクコントロールの 3 つのステップで行います。
- ⑥ FTSE 世界マネーマーケットインデックス(日本円 3 ヶ月ユーロ預金)をベンチマークとします。
- ⑦ 円貨建資産に投資することを原則としますが、外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについてはフルヘッジします。
- ⑧ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑪ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑫ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証

券店頭指数等先渡し取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 原則として残存期間が1年を超える公社債には投資しません。
- ② 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。
- ④ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は行いません。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。